

2021年2月5日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

改善状況報告書の徴求及び公表措置について

下記のとおり、改善状況報告書の徴求及び公表措置を実施することにしましたので、お知らせします。

※本件は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき決定したものです。

記

1. 会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
(コード：7518、市場区分：市場第一部)
2. 改善状況報告書提出期限 2021年8月5日(木)

条 文 有価証券上場規程第503条第2項
(改善措置の実施状況及び運用状況に関し、改善状況報告書の提出が必要と認められるため)
3. 公 表 措 置 2021年2月5日(金)
公 表 日

条 文 有価証券上場規程第508条第1項第1号
(開示された情報の内容に虚偽があり、公表が必要と認められるため)
4. 理 由 2020年3月12日にネットワンシステムズ株式会社(以下「同社」という。)が過年度の決算内容の訂正を開示した件(以下「前回訂正」という。)について、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められたことから、同年5月8日にその経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求め、同年6月5日に改善報告書の提出を受けました。
その後、改善報告書の提出から6か月を経過し、同社から2020年12月16日付で改善状況報告書の提出を受けたところ、同社においては、前回訂正が生じた原因について、改善措置の実施・運用が一定の水準において行われていることが確認できたことから、その内容が明らかに不十分であるとは認められませんでした。
一方で、同社は、2020年12月16日、同社における不適切な会計処理に関する外部調査委員会の調査報告書及び過年度の決算内容の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、前回訂正の原因となった架空取引と同時期かつ同一の部署で、同社元社員の主導により公共事業案件において水増し取引や架空取引を行い、自らが代表を務める会社へ資金を流出させていたことなど（以下「本件不正行為」という。）が明らかとなりました。その結果、同社は、2016年3月期から2020年3月期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、2016年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字と偽っていたことなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、経営層の不正リスク管理への関心の低さ、不正リスク管理体制の不十分さ、コンプライアンス活動の実践に真剣に取り組む姿勢の不十分さなどは前回訂正時と同様に存在すると考えられるところ、同社では本件不正行為の発覚を踏まえ、前回訂正を受けて履践中の改善措置の不足を検証することとしています。さらに、繰り返し不正行為が発生している状況を踏まえ、ガバナンス等を検証し追加の改善措置を策定することとし、これに向け、2020年12月16日、ガバナンス・企業文化改革委員会を設置しました。同社は、2021年3月19日にそれら検証結果と追加の改善措置の提言について取りまとめた報告書を受領する予定である旨を開示しています。

これらの状況を踏まえ、同社において追加の改善措置も含めた一連の改善措置が有効に機能することを確認するために、本日より6か月経過後までの改善措置の実施及び運用状況について改めて説明を求めることとし、2021年8月5日までに、改善状況報告書の提出を求めることにしました。

また、今般、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行ったことについて、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。

※ 同社の改善状況報告書等は、提出後、当取引所ホームページ及びTDnetデータベースサービスに掲載します。

なお、現在公衆の縦覧に供されている改善報告書等は、当取引所ホームページをご覧ください。
(<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/improvement-reports/index.html>)

以 上

2020年5月8日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

改善報告書の徴求及び公表措置について

下記のとおり、改善報告書の徴求及び公表措置を実施することになりましたので、お知らせします。

※本件は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき決定したものです。

記

1. 会社名 ネットワンシステムズ株式会社
(コード：7518、市場区分：市場第一部)
2. 改善報告書提出期限 2020年6月5日(金)
条文 有価証券上場規程第502条第1項第1号
(開示された情報の内容に虚偽があり、改善の必要性が高いと認められるため)
3. 公表措置日 2020年5月8日(金)
条文 有価証券上場規程第508条第1項第1号
(開示された情報の内容に虚偽があり、公表の必要が認められるため)

4. 理由 ネットワンシステムズ株式会社(以下「同社」という。)は、2020年3月12日、同社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、同社元社員の主導により中央省庁をエンドユーザーと称する架空の物品販売等を内容とする商流取引が、複数の上場会社や上場会社の子会社を巻き込んで繰り返されていたこと(以下、「本件不正行為」という。)が明らかになりました。その結果、同社は、2015年3月期から2019年3月期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、2019年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が5割以上減少することなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・ 同社の経営層・幹部層は、中央省庁の入札案件や商流取引の特殊性・

不透明性から生じる不正リスクに関心が及ばず、不正リスク管理の観点からの検討・対策を行わなかったこと

- ・ 同社のリスク管理の責任部門は、複数存在するものの職責や役割が明確でなく、事業部門との連携も不十分であり、また、同社において一定程度の売上規模を占める事業部門であってもそれぞれの業務に関する不正リスクの識別・評価を行う制度が確立されていないなど、リスク管理体制が不十分であったこと
- ・ 同社は、2013年に発覚した不正事案を受け各種の再発防止策を講じたものの、その2年後には本件不正行為が開始されるなど、過去の不正事案の教訓を個々の役職員が自分事化した上で、同種事案の再発防止を含むコンプライアンス活動の実践に真剣に取り組む姿勢が不十分であったこと

以上のとおり、本件は、同社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因して、投資者の投資判断に相当な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることにしました。

また、本件について、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。

※ 同社の改善報告書等は、提出後、当取引所ホームページ及びTDnetデータベースサービスに掲載します。

なお、現在公衆の縦覧に供されている改善報告書等は、当取引所ホームページをご覧ください。

(<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/improvement-reports/index.html>)

以 上